

○文部科学省告示第九十四号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月二十五日

文部科学大臣 下村 博文

頭蓋骨	海辺に出現した顔と果物鉢の幻影		アダムとイブの歪像画	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」という。)の名称
同右	同右		平成二十六年七月二十五日	指定をした日
同右	同右		平成二十六年七月二十五日から平成二十七年三月三十一日まで	指定の有効期間
同右	同右		名古屋市美術館 館長 横井 政和 愛知県名古屋市中区栄二丁目十七番二十五号	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
同右	同右		兵庫立美術館 兵庫神戸市中央区脇浜海岸通一丁目一番号 平成二十六年十月十五日から同年十二月二十八日まで 名古屋美術館 愛知県名古屋市中区栄二丁目十七番二十五号 平成二十七年一月十日から同年三月二十二日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
同右	同右		Bunkamura ザ・ミュージアム 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号 平成二十六年八月九日から同年十月五日まで	